

伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（以下「国要綱」という。）に規定する事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、国要綱に規定する整備計画に基づき、施設等の整備事業を行う者とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、国要綱に基づき、厚生労働省が補助を採択した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付の対象とする経費は、国要綱に規定する工事費及び事務費とする。

2 前項の補助対象経費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(3) その他市長が施設等整備費に関する事業として適当と認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、国要綱に基づき算定した額とし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書（第1号様式）及び事業計画書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、配置図、平面図及び立面図

(2) 土地使用の権利を証する書面

(3) 工事着工前の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書(第3号様式)又は不交付を決定したときは、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請した事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付条件は、国要綱に規定する条件とする。この場合において、市長は、その目的を達成するため必要であると認めるときは、別に条件を付すことができる。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第6号の規定により、市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (3) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (4) 補助事業者が民間事業者である場合、補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金については、この限りでない。
- (6) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該負担補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることがで

きるものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止をすべきものと決定したときは、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付請求書(第7号様式)に伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書又は伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(4) 補助対象事業を中止したとき。

(実績報告)

第13条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書(第8号様式)により、当該補助に係る事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(消費税仕入控除額の報告)

第14条 第8条第7号の規定による報告は、消費税仕入控除額報告書(第9号様式)により行うものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第20条ただし書の規定による市長の定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年1月12日から適用する。

附 則(令和3年10月4日告示第239号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金
補助事業の名称			
補助事業の総事業額			
補助金額			

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

施設名称			
施設所在地			
施設の種類			
事業主体			
敷地面積	m ²		
建物面積	m ²	延べ床面積	m ²
工事計画等		階数	
財源内訳	工事着手予定年月日	年	月 日
	工事完成予定年月日	年	月 日
	事業開設予定年月日	年	月 日
	自己資金		
	寄付金		
	借入金		
	その他（ ）		
	合計		
添付図書			

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

1	補助事業の名称	
2	補助金の交付決定額	
3	補助金の交付条件	

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金不交付決定通知書

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付の理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、伊勢原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

第5号様式（第9条関係）

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

次のとおり伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1	補助事業の名称	
2	変 更 内 容	
3	変 更 理 由	
特記事項		

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認決定通知書

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）承認申請書の内容を審査しました結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1	補助事業の名称	
2	変更前の補助金の交付決定額	円
	変更後の補助金の交付決定額	円
3	変更前の補助金交付予定時期	年 月 日
	変更後の補助金交付予定時期	年 月 日
4	変更後の補助金の交付条件	

第7号様式（第11条関係）

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者 住 所

名 称

代表者名

印

年 月 日付け交付決定のありました伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 補助事業の名称

2 補 助 金 名 伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金

3 請 求 額 金 円

振込先金融機関名及び支店名	預金種別	口座番号	口座名義人 (フリガナも記入すること)

4 添付書類

伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金交付決定通知書の写し

伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金変更交付決定通知書の写し

第8号様式（第13条関係）

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称

代表者名

年度伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金に係る実績を次のとおり報告します。

施設名称				
施設所在地				
施設の種類				
事業主体				
敷地面積	m ²			
建物面積	m ²	延べ床面積	m ²	
建物の構造		階 数		
工事計画等	工事着手予定年月日	年 月 日		
	工事完成予定年月日	年 月 日		
	事業開設予定年月日	年 月 日		
補助対象実績額（単位：千円）				
補助事業費	対象経費の 総支出額 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差 引 額 (A - B)	補 助 金 額

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

年 月 日付で交付決定を受けた伊勢原市地域介護・福祉空間整備等補助金に係る消費税仕入控除額について、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 事業実績報告書による精算額 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額（要補助金返還相当額）
円
- 4 添付書類

消費税仕入控除税額の精算内訳